

事務連絡
令和3年8月26日

各位

国土交通省自動車局

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減
(テレワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等につ
いて

第75回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置の区域につい
ては、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加
し、その実施期間を8月27日から9月12日までとし、まん延防止等重点措置の区
域については、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加し、その実施期間を8月2
7日から9月12日までとすることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイ
ルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3の
とおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減(テ
レワーク等の徹底)、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
依頼がありました。つきましては、貴会におかれましては、参加団体に対し周知をし
ていただくよう、よろしくお願いいたします。

- (別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」
- (別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更」
- (別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部長
「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示」
- (別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年8月
25日変更)
- (別添1別紙4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 新旧対照表
- (別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

（別添2参考）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」

（別添3）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

